

随意契約について

地方公共団体の調達には、競争性、透明性等を確保することが原則であり、住民の目から不適切な調達を行っているのではないかと疑念を抱かれるようなことはあってはならないことです。

入札契約制度上、随意契約による方法で契約を締結できることは明らかですが、入札契約制度の運用において、広範囲にわたり、安易に随意契約を締結しているなど、必ずしも適切とはいえない事例があるのではないかと指摘が行われるなど、住民に対して十分な説明責任を果たしているとはいえない状況にあります。

このため、入札契約制度の趣旨に沿った運用を確保し、もって、住民に対して十分な説明責任を果たすことが求められています。